

岩手県告示第 708 号

海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成 19 年 10 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸南沿岸大船渡港海岸野々田地区海岸
- 2 指定区域

基点 1 から基点 4 までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点 1 と基点 4 を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点の位置（角度の表示は真北による。）

基準点 岩手県大船渡市大船渡町字欠の下向 129 番地 1 の国土地理院四等三角点「大船渡港」（北緯 39 度 03 分 54 秒 3876 東経 141 度 43 分 29 秒 8773）

基点 0 基準点から 191 度 00 分 00 秒の方向 1,120 メートルの地点

基点 1 基点 0 から 346 度 00 分 00 秒の方向 17 メートルの地点

基点 2 基点 1 から 75 度 00 分 00 秒の方向 11.5 メートルの地点

基点 3 基点 2 から 14 度 00 分 00 秒の方向 61 メートルの地点

基点 4 基点 3 から 269 度 00 分 00 秒の方向 27 メートルの地点

備考 関係図面は、岩手県県土整備部港湾課及び大船渡地方振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。